

訪問系サービスの内容

サービス名	概要	対象者
居宅介護	ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排泄又は食事の介護などを行います。	障害支援区分1以上(児童はこれに相当する者)
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がいのある人の住居等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄又は食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供します。	障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者、知的・精神障がい者で行動上著しい困難を有し常時介護を要する者(その他条件あり)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動時と外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護などを行います。	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障害者(身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上)
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護を行います。	障害支援区分3以上の知的障がい者・精神障がい者(その他条件あり)(児童はこれに相当する者)

日中活動系サービスの内容

サービス名	概要	対象者
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等の施設で入浴、排泄及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	①障害支援区分3(施設に入所する場合は区分4)以上 ②年齢が50歳以上の場合は、区分2(施設に入所する場合は区分3)以上
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。	身体障がい者(その他条件あり)
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。	知的障がい者又は精神障がい者(その他条件あり)
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対し、一定の期間、居住の場を提供し、家事等の日常生活能力の向上のための支援、生活等に関する相談・助言その他必要な支援を行います。	知的障がい者又は精神障がい者(その他条件あり)
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対し、一定の期間、生産活動等の機会の提供を通じて、就労	就労を希望する65歳未満の障がい者(その他条件あり)

	に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	企業等に就労することが困難であって、 <u>雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の障がい者</u>
就労継続支援（B型）	就労経験のある障がいのある人などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	企業等に就労することが困難であって、 <u>雇用契約に基づく就労が困難である障がい者</u>
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等を通じて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。	①筋萎縮症側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の障がい者 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上
短期入所	家族の病気等により一時的に保護が必要になった障がいのある人に対し、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排泄又は食事の介護などを行います。	在宅の障がい者（児）（児童以上は障害支援区分1以上）

居住系サービスの内容

サービス名	概要	対象者
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者
施設入所支援	その施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護などを行います。	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な障がい者

障害児通所支援のサービス内容

サービス名	概要	対象者
児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	未就学である児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。	未就学である肢体不自由児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	主に就学している障がい児
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、中学校（特別支援学級）などに通う児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための訓練等の支援を行います。	重度の障がいの状態であり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難である障がい児

相談支援のサービス内容

サービス名	概要	対象者
計画相談支援	<p>【サービス利用支援】</p> <p>障害福祉サービス等の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「サービス等利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続サービス利用支援】</p> <p>障害福祉サービス等の支給決定期間において、対象者が適切にサービスを利用できるよう、支給決定時に作成した「サービス等利用計画」を適時見直す等の支援を行います。</p>	障害福祉サービス等を利用する全ての人
地域移行支援	退所又は退院に当たり、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	障害者支援施設等に入所中又は精神科病院等に入院中の障がい者で、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
地域定着支援	対象者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談及びその他の支援を行います。	居宅にて単身等で生活をする障がい者で、緊急時の支援が見込めない状況にある者（退所又は退院等により地域移行し、生活が不安定である者等を含む。）

サービス名	概要	対象者
障害児相談支援	<p>【障害児支援利用援助】 障害児通所支援の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「障害児支援利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続障害児支援利用援助】 障害児通所支援の支給決定期間において、対象者が適切にサービスを利用できるよう、支給決定時に作成した「障害児支援利用計画」を適時見直す等の支援を行います。</p>	障害児通所支援を利用する全ての児童